

国自旅第16号の2  
平成29年4月18日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省  
バス産業活性化対策室長

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき  
旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」  
(国土交通省告示第1337号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が  
報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、  
国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記通達については、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。

(別 添)  
国自旅第16号  
平成29年4月18日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課  
バス産業活性化対策室長

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき  
旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」  
(国土交通省告示第1337号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が  
報告すべき事項について(平成28年12月20日付け国自安第185号、  
国自旅第306号)に定める運輸局ブロック別の報告事業者平均給与月額について

標記について、以下のとおり通知するので、管内の一般貸切旅客自動車運送事業者あ  
て周知されたい。

なお、本件については、別紙のとおり、公益社団法人日本バス協会会長あて通知した  
ので申し添える。

記

北海道運輸局：261,563円  
東北運輸局：243,822円  
関東運輸局：310,526円  
北陸信越運輸局：283,660円  
中部運輸局：309,813円  
近畿運輸局：311,763円  
中国運輸局：273,120円  
四国運輸局：261,374円  
九州運輸局：246,406円  
沖縄総合事務局：220,154円